

親権

子を監護養育する責務

親と子の利益相反に注意

先日、法務大臣の諮問機関法制審議会の民法成年年齢部会が民法上の成年年齢を現行の20才から18才に引き下げることが適当とする報告書をまとめたとの報道がありました。引き下げには賛否両論があり、報告書は現時点での引き下げは不相当とし、法改正の時期の判断は国会に委ねるとしています。

成年年齢は親権の行使期間に関わります。

民法は、成年に達しない子は父母の親権に服するとし、子が養子であるときは養親の親権に服するとし、いずれの場合にも、父母が夫婦関係にある間は共同して親権を行うこととしています（同818条①～③）。未成年の子でも婚姻すれば成年に達したものとみなされるので、親権に服さなくなります。

親権とは、親の権利というような表現をしていますが、単なる権利ではなく、権利と義務が融合した親の責務ともいうべきものです。

民法820条は、親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負うと定めていますが、未成熟の子に対する親の責務の広汎な内容を表すもの

で、その実行手段として、子の居所指定（同 8 2 1 条）、必要な懲戒（同 8 2 2 条）、子が職業を営むことの許可（同 8 2 3 条）などの権能を定めています。

また、親権者は子の財産を管理し、その財産に関する取引行為についてその子を代理することができる（同 8 2 4 条）とされますが、親権者とその子の利益が相反する行為については親権者は子を代理することは許されず、その場合は親権者は子のために特別代理人の選任を家庭裁判所に請求しなければなりません（同 8 2 6 条①）。たとえば、子の財産を親に贈与する場合や親の債務について子が保証人になる場合などは利益相反にあたります。

親権者が数人の子に対して親権を行う場合、その 1 人の子と他の子の利益が相反する行為についてはどちらか一方の代理人となることはできますが、他方のために特別代理人を選任しなければなりません（同 8 2 6 条②）。たとえば、同じく親権に服している長男の財産を次男に譲渡するような場合がこれにあたります。

利益相反行為にあたる場合、親権者の代理行為は無効となりますので注意を要します。